

特定非営利活動法人 へいわ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 へいわ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県井原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての子育て世帯に対して、子育て・親育ち支援に関する事業を行い、井原市稲倉地区内の子育て支援の充実による子育て世帯の増加ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 保育事業
 - ② 児童会館事業
 - ③ 子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。
- 5 オンラインでの出席者がある場合は、以下の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 総会に参加した者が正会員本人であることを確認できること。
 - (3) 出席者の確認が出席者に共有して確認できること。
 - (4) 表決権の行使が平等かつ正当に行使できるような方法を予め明示すること。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合とオンライン会議による出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 借入金（その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、解散を決議する総会において法第11条3項に掲げる者のうちから選定し、譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	妹尾 葉子
理事	洲脇 美智子
同	森 正子
監事	佐藤 慶一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初の事業年度には徴収しない。
 - (1) 正会員 入会金 1,000円
 - 正会員 会費 5,000円(1年間分)

(縦覧用)

役員名簿

特定非営利活動法人 へいわ

No.	役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	代表理事	せのお ようこ 妹尾 葉子	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;">非公表</div>	無
2	理事	すわき みちこ 洲脇 美智子		無
3	同	もり まさこ 森 正子		無
4	監事	さとう けいいち 佐藤 慶一		無
5				無
6				
7				
8				

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在、井原市稲倉地区には子育て支援の拠点となる場所がありません。井原市内には13小学校区あり、すべての学区に公立幼稚園が併設されていますが、稲倉地区にある井原市立稲倉幼稚園は園児減少のため令和3年度から休園となっています。また、もともと稲倉地区には保育園は公立、民間ともに1園も無く、児童会館もありませんので、稲倉地区にお住まいの子育て世帯は、未就園の期間中、保護者同士の交流の場はなく、子育て相談や子育て支援のサービスを受ける場所がありません。そして、就園年齢に達した幼児は学区外の保育園・幼稚園への通園を余儀なくされています。その為、生活の便の良い市街地に居住して子育てをする若年世帯が多くなっています。そして、そのまま子育てを終えるまで生活の拠点を市街地に置く世帯が多く、地区内の小学校も児童数の減少が止まりません。世帯数が減少していくことは、保護者の孤立を招いています。

保護者にとって子育ての中で抱えるその不安感や困り感に継続的に寄り添い、一緒に解決策を探してくれる存在がすぐ傍にあること、そして保護者同士が日々の子育ての悩みや経験談を語り合ったり、一緒に何かに挑戦したりできるような交流の場があることは、子育てにおいてとても重要です。なぜなら保護者は、保護者になった瞬間から様々な問題や心配事に直面するからです。しかし、その環境づくりはとても困難です。人と人との関係性が希薄になっているのは、市街地だけではありません。高齢化・過疎化が進む稲倉地区でも住民の関係性はますます希薄化して、子育ての困り感を相談する存在が作りづらくなっているのです。

しかし、保護者が安心して子育てできることは子どもがよりよく育つ為の必須条件です。そして、子どもがよりよく育つことで保護者は親としての自らの育ちを実感することができます。子どもがよりよく育ち、保護者も親としての成長を実感することで、子育ての先輩として次の世代に安心の子育てを継承していくことができるのです。そこに地域の育ちもあると思います。地域が育ち、活性化するためには、子育て親育ちの拠点となる場所や寄り添って支援を行う人材が必要です。

そこで私たちは、子育てを家庭内のみの問題ではなく地域全体で取り組むべき課題として捉え、保護者一人一人に寄り添い、真のニーズを見極め、必要に応じて行政が行う支援サービスや専門家の発達相談につなげたり、時には楽しい経験を共有したりしながら、継続的に支援を行っていきます。

そうすることで、稲倉地区を安心して子育てできる魅力的な町に生まれ変わらせ、一人でも多くの子育て世帯に稲倉で子育てをしたいと思ってもらい、人口の増加につながるよう努力してまいります。

そして、このような活動を行うためには、地域の方々が集いやすい拠点となる場所が必要です。その拠点として、稲倉地区の中心部に位置する現在休園中の井原市立稲倉幼稚園を検討しております。しかし、井原市教育財産としての役割を終えていない施設に対して賃貸借契約を結ぶためには、非営利で活動する法人格が必要であることから、特定非営利活動法人を設立し、廃墟となりつつある井原市立稲倉幼稚園を私達が賃借し、必要に応じて地域の方々と協力し合って修繕等を行いながら様々な子育て支援事業、世代間交流活動などにも活用し、幼稚園としての役割だけでなく地区住民が集える場所として蘇らせ、地域活性化に寄与しようと決意しました。

2 申請に至るまでの経過

- ・令和6年3月 1日 子育て支援サークル NPO立ち上げ準備委員会2025 設立
- ・令和6年4月26日 第1回遊びのワークショップ開催（以降月1回開催）
- ・令和6年5月24日 発起人会 開催
- ・令和6年6月30日 NPO法人化に向けた設立総会 開催

令和6年6月30日

特定非営利活動法人 へいわ

設立（代表）者 住所又は居所 岡山県井原市下稲木町709番地3

氏名 妹尾 葉子

令和6年度事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 へいわ

1 事業実施の方針

設立初年度実施の事業については、法人の存在を広く知っていただき、興味を持って参加していただくために、児童会館事業及び子育て支援事業について特に重点的に行い、その活動についてインターネット等も活用して地域内外に発信していく。また、保育事業に関しては、他団体とも連携を取り個人情報の保護には十分配慮しつつ可能な情報共有を行いながら保育の必要性の高い子育て世帯に対して個別に預かり保育を勧め、少人数で受け入れていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
保育事業	就学前の幼児を預かり保育する (一時預かり利用を含む)	月～金 7:30～18:00 18:00以降 延長保育	井原市立 稲倉幼稚園 (交渉中)	2	井原市内または近隣 地域在住の1～5歳児 対象 5名/1日	500
児童会館事業	保育室を開放して 就学前の幼児の親子 または児童にあそび 場を提供する	火・金 9:00～12:00/ 13:00～17:00	井原市立 稲倉公民館	1	井原市内または近隣 地域在住の幼児とそ の保護者の親子利用 または学区内の児童 対象 20名/1日	200
子育て支援 事業	遊びのワークショ ップ・子育て講座 等の開催	不定期開催	井原市立 稲倉公民館	3	すべての子育て世 帯対象 5組/1回	100

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 へいわ

1 事業実施の方針

令和7年度実施の事業については、設立初年度に引き続きPRとなる活動も積極的に行いながら、保育事業の充実を図る。その為、一時預かり事業も行いつつ園児募集等の告知も広く行い定期利用児数の増加に努めていく。なお、本法人は井原市の認可は受けず認可外保育施設として運営していく上で他園との差別化を図るため、入園希望者と直接面談を行い措置決定し、少人数保育にこだわって保育を進めていく。そして園と保護者が意識の共有をした上で子育てを共に行っていけるよう家庭との連携を大切にしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事の 予定 人数	受益対象者の範囲 及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
保育事業	就学前の幼児を預かり保育する（一時預かり利用を含む）	月～金 7:30～18:00 18:00以降 延長保育	井原市立 稲倉幼稚園 (交渉中)	2	井原市内または近隣地域 在住の1～5歳児対象 5名/1日	1,140
児童会館事業	保育室を開放して就学前の幼児の親子または児童にあそび場を提供する	月・水・金 9:00～12:00/ 13:00～17:00	井原市立 稲倉公民館	1	井原市内または近隣地域 在住の幼児とその保護者 の親子利用または学区内 の児童対象 20名/1日	50
子育て支援 事業	遊びのワークショップ・子育て講座等の開催	不定期開催	井原市立 稲倉公民館	3	すべての子育て世帯 対象 5組/1回	50

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 へいわ
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	2,010,000	2,010,000	
2. 事業収益			
保育事業収益	300,000		
子育て支援事業収益	5,000	305,000	
経常収益計			2,315,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	60,000		
福利厚生費	10,000		
人件費計	70,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
地代家賃	250,000		
水道光熱費	50,000		
通信運搬費	60,000		
消耗品費	340,000		
印刷製本費	10,000		
その他経費計	730,000		
事業費計		800,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	50,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			850,000
当期正味財産増減額			1,465,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,465,000

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 へいわ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	60,000
2. 事業収益		
保育事業収益	1,000,000	
利用者負担金	48,000	
子育て支援事業収益	10,000	1,058,000
経常収益計		1,118,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	240,000	
福利厚生費	20,000	
人件費計	260,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	10,000	
地代家賃	500,000	
水道光熱費	100,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	300,000	
印刷製本費	10,000	
その他経費計	980,000	
事業費計		1,240,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	
その他経費計	10,000	
管理費計		10,000
経常費用計		1,250,000
当期正味財産増減額		-132,000
前期繰越正味財産額		1,465,000
次期繰越正味財産額		1,333,000